

令和6年度

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

(参考資料・障害児通所支援)

日時 令和6年9月

場所 資料配布のみ

目 次

1	鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金 交付要綱	P1~P7
2	鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金 要綱に関する規程	P8~P9
3	鹿児島市発達障害児等家族支援補助金 交付要綱	P10~P12
4	鹿児島市発達障害児等家族支援補助金 交付要綱に関する規程	P13

鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所（以下「事業所」という。）を利用する障害児とその保護者を対象に、日常生活基本動作の訓練及び集団生活への適応訓練のほか専門的な個別訓練やその家族に対する心理的サポートなど総合的な療育指導を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童発達支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。
- (2) 放課後等デイサービス 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (3) 児童発達支援事業等 法第21条の5の3第1項の指定を受けた指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の17に規定する共生型障害児通所支援事業者は除く。）が実施する児童発達支援及び放課後等デイサービスをいい、法第21条の5の3第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害児に対して、より専門的な社会適応訓練や個別指導を行うとともに、当該障害児の保護者に対する相談に応じ、必要な助言及び指導を行うものをいう。
- (4) 居宅訪問型児童発達支援 法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。
- (5) 保育所等訪問支援 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 年間150日以上の子発達支援事業等を行うものであること。ただし、重症心身障害児を受け入れる指定を受けた事業所が実施するものは、この限りでない。
- (2) 祝日等を除き週3日以上の子発達支援事業等を基本とした年間事業計画に基づき実施されるものであること。ただし、重症心身障害児を受け入れる指定を受けた事業所が実施するものは、この限りでない。
- (3) 前年度の1日当たりの利用児童数（新たに事業を開始した日から6月を経過している事業所においては、直近の6月における1日当たりの利用児童数）が5人以上であること。ただし、重症心身障害児を受け入れる指定を受けた事業所が実施するものは、この限りでない。

- (4) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定していること。
 - (5) 定員超過利用減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算又は支援プログラム未公表減算がないものであること。
 - (6) 児童発達支援事業等を行うために適当と認められる施設及び設備が確保されていること。
 - (7) 納期の到来している市税の滞納がないものであること。
 - (8) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員を利することとなるものでないこと。
- 2 前項第6号に掲げる基準について、事件、事故、地震、火災、風水害その他予期しない事由で一時的に基準を満たさないこととなった場合は、当該児童発達支援事業等の責任者は、市長に届け出るとともに速やかに基準を満たすよう努めなければならない。
- 3 事業所が、児童発達支援事業等を行う多機能型事業所である場合は、児童発達支援として申請するものとする。

ただし、多機能型事業所における従業員の員数等に関する特例によらず、児童発達支援事業等において通常必要としている職員（管理者を除く。）をそれぞれ配置している場合は、1事業に限定して申請するものとする。

（補助金の種類及び額等）

第4条 補助金の種類、対象経費並びに、1事業所当たりの基準及び金額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表の対象経費欄に定める経費の実支出額と、同表の基準及び金額欄に定める額に、年間の事業日数が230日以上の場合1.0を、200日以上230日未満の場合0.8を、150日以上200日未満の場合0.5（重症心身障害児を受け入れる指定を受けた事業所は、事業日数にかかわらず1.0を乗じた額）を乗じた額とを比較して、いずれか低い方の額とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 年度の中で補助対象となった場合又は事業を廃止若しくは休止した場合（以下「事業廃止等」という。）における別表の年額については、補助開始の日の属する月の翌月（補助開始の日が月の初日である場合にあってはその日の属する月）以降又は事業廃止等の日が属する月の前月（事業廃止等の日が月の末日である場合にあってはその日の属する月）までを対象として月割計算により算定した額とする。
- 4 前条第2項において一時的に基準を満たさないこととなる場合における補助金の基準及び金額の年額については、当該期間を除いた期間を対象として日割計算により算定した額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市障害児デイサービス事業運営費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童デイサービス事業運営費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童デイサービス事業運営費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童デイサービス事業運営費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度に鹿児島市児童発達支援事業運営費補助金交付要綱による、児童発達支援事業に係る補助金交付を受けた事業所において、引き続き平成27年度までの間に当該事業を実施する場合は、付表別表(5条関係)の運営費補助の適用を受けることができるものとする。

付表別表（5条関係）

補助金の種類	基準額	
運営費補助	次表に定める額とする。 (1事業所当たり、年額)	
	平成24年度交付決定を受けた運営費補助金基準額	補助額
	2,422千円	1,816千円（平成25年度） 1,211千円（平成26年度） 605千円（平成27年度）
	3,484千円	2,613千円（平成25年度） 1,742千円（平成26年度） 871千円（平成27年度）
	4,469千円	3,351千円（平成25年度） 2,234千円（平成26年度） 1,117千円（平成27年度）
	6,433千円	4,824千円（平成25年度） 3,216千円（平成26年度） 1,608千円（平成27年度）
	7,166千円	5,374千円（平成25年度） 3,583千円（平成26年度） 1,791千円（平成27年度）
	7,337千円	5,502千円（平成25年度） 3,668千円（平成26年度） 1,834千円（平成27年度）
	9,237千円	6,927千円（平成25年度） 4,618千円（平成26年度） 2,309千円（平成27年度）
	<p>ただし、表中に関わらず、次の場合は運営費補助の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(別表3の職員配置加算の常勤職員の配置にかかる加算A)>(表中の補助額)<1,811千円 	

- 3 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第3号の「前年度」については、平成31年度に限り「当年度」と読み替えることができる。
- 3 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助金の種類	対象経費	基準及び金額
職員配置補助	<p>児童発達支援事業等を行うために、必要とする報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、賞与</p>	<p>(1) 児童指導員等加配加算（その他の従業者を除く。）及び専門的支援体制加算を、又は看護職員加配加算Ⅱを超えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者、保育士若しくは児童指導員又は看護職員（看護職員加配加算Ⅱを算定している事業所に限る。）を常勤換算による算定で1人以上雇用した場合に、1,500,000円を限度に補助する。</p> <p>ただし、児童発達支援事業等と居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を行う多機能型事業所は、常勤換算による算定で2人以上雇用した場合に限る。</p> <p>(2) 管理者又は児童発達支援管理責任者が、(1)に掲げる職を兼務する場合は、常勤換算による算定からは除くものとする。</p> <p>(3) 人員配置基準、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算及び看護職員加配加算対象者は除くものとする。</p> <p>(4) 人員配置基準については、保育士、児童指導員又は機能訓練担当職員で算定したものを対象とし、障害福祉サービス経験者等は除くものとする。</p> <p>なお、人員配置基準の半数以上は、児童指導員又は保育士であること。</p> <p>(5) 児童指導員等加配加算については、理学療法士等又は児童指導員等で算定したものを対象とし、その他の従業者は除くものとする。</p>

鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱に関する規程

鹿児島市児童発達支援事業専門員加算等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、要綱の取扱いについて以下のとおり定める。

1 要綱第3条第1項第2号について

第3条第1項第2号中の「年間事業計画」に、次の第1号から第4号に係る項目を掲載の上、実施すること。

- (1) 翌年度就学予定の障害児が通所している事業所は、入学を予定する小学校等と障害児の支援の方法等についての情報交換の機会を設けるなど十分に連携すること。
ただし、やむを得ない事情により実施できないと市長が認めた場合を除く。
- (2) 年度内に1回以上、公開療育を実施すること。
- (3) 年度内に1回以上、スタッフを他の法人の事業所が実施する公開療育に参加させなければならない。
- (4) 公開療育を実施する場合は、実施する事業所を運営する法人内の他の事業所を除き5事業所以上を参加させなければならない。
- (5) 年度内に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていること。

2 要綱第4条第3項について

- (1) 第4条第3項中の「補助開始の日」とは、補助金等交付決定通知書の交付決定日を開始した日とする。また、「月の初日」が土曜もしくは日曜、祝日である場合には、日曜、祝日の次の曜日を月の初日とみなし、その属する月以降を対象として月割計算により算定した額とする。
- (2) 第4条第3項中の「事業廃止等の日」とは、指定児童発達支援事業等の提供を廃止若しくは休止した日とする。また、「月の末日」が土曜もしくは日曜、祝日である場合には、日曜、祝日の次の曜日を月の末日とみなし、その属する月の前月までを対象として月割計算により算定した額とする。

3 要綱別表について

- (1) 「機能訓練担当職員」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員とする。
- (2) 「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者、保育士若しくは児童指導員又は看護職員（看護職員加配加算Ⅱを算定している事業所に限る。）」の人数は、常勤・非常勤を問わず、児童発達支援事業等の提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者、保育士若しくは児童指導員又は看護職員（看護職員加配加

算Ⅱを算定している事業所に限る。)の合計数を、常勤換算の方法により算定された数とする。ただし、当該事業所の管理者又は児童発達支援管理責任者を兼務する者は、この数に含まれない。

(3) (2)に掲げる職以外の業務と兼務している職員については、(2)に掲げる職の対象経費分のみ補助する。

4 その他について

本市が交付する児童発達支援事業専門員加算等補助金は、申請した児童発達支援事業等以外の経理区分へ繰出支出することは認められない。

付則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

鹿児島市発達障害児等家族支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害児等が地域からの孤立及び児童虐待に繋がることのないように、家族が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所（以下「事業所」という。）が、発達障害児等の家族を対象に家族支援をした場合に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童発達支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。
- (2) 放課後等デイサービス 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (3) 児童発達支援事業等 法第21条の5の3第1項の指定を受けた指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の17に規定する共生型障害児通所支援事業者は除く。）が実施する児童発達支援及び放課後等デイサービスをいい、法第21条の5の3第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害児に対して、より専門的な社会適応訓練や個別指導を行うとともに、当該障害児の保護者に対する相談に応じ、必要な助言及び指導を行うものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業所は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 祝日等を除き週3日以上の子童発達支援事業等を基本とした年間事業計画に基づき実施されるものであること。ただし、重症心身障害児を受け入れる指定を受けた事業所が実施するものは、この限りでない。
- (2) 前年度の1日当たりの利用児童数（新たに事業を開始した日から6月を経過している事業所においては、直近の6月における1日当たりの利用児童数）が5人以上であること。ただし、重症心身障害児を受け入れる指定を受けた事業所が実施するものは、この限りでない。
- (3) 児童発達支援事業等を行うために適当と認められる施設及び設備が確保されていること。
- (4) 児童指導員等加配加算（その他の従業者を除く。）又は専門的支援体制加算を、管理者又は児童発達支援管理責任者等を兼務する者の常勤換算数を除いて算定したもので取得している事業所であること。

(5) 納期の到来している市税の滞納がないもの。

(6) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員を利することとなるものでないもの。

2 前項第3号に掲げる基準について、事件、事故、地震、火災、風水害その他予期しない事由で一時的に基準を満たさないこととなった場合は、当該児童発達支援事業等の責任者は、市長に届け出るとともに速やかに基準を満たすよう努めなければならない

（補助の額等）

第4条 事業所が、以下に定める支援を行った場合に補助する。補助金の額は、以下に定める額とし、1事業所あたり30万円を限度とする。

(1) 集団支援

事業所が通所している障害児等の保護者等に対して、グループ講習等の集団支援を行った場合、1年度に4回に限り、以下のとおり補助する。

参加者数	補助の額
5人から9人まで	50,000円
10人から14人まで	75,000円
15人から19人まで	100,000円
20人以上	125,000円

また、他法人の児童発達支援事業等に従事する職員を2人以上参加させて、育成させる場合は上記の金額に25,000円を加算する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の鹿児島市発達障害児等家族支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の鹿児島市発達障害児等家族支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鹿児島市発達障害児等家族支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の事業に対する補助金の交付について適用し、施行日前の事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

鹿児島市発達障害児等家族支援補助金交付要綱に関する規程

鹿児島市発達障害児等家族支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、要綱の取扱いについて以下のとおり定める。

- 1 要綱第4条第1項第1号に規定する集団支援について
 - (1) 1回当たり5時間以上の支援を行うものであること。
 - (2) 出席率の平均が6割以上であること。
 - (3) 育成型の場合は、他法人の児童発達支援事業等に従事する職員を2人以上参加させ、かつ、当該職員の出席率の平均が8割以上でなければならない。
 - (4) 1事業所が実施するものが原則であるが、法人が運営している複数の事業所の利用者の保護者等を対象に家族支援を行う場合も補助対象とする。ただし、この場合は、利用者が通所する事業所の従業員が支援に参加すること。
 - (5) 出席者から参加費用の徴収を行わないものであること。

2 その他について

本市が交付する発達障害児等家族支援補助金は、申請した児童発達支援事業等以外の経理区分へ繰出支出することは認められない。

付則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。